

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、これまでの障害福祉推進計画において、以下の通りすべての人びとの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、自らの生き方を主体的に選び、自立した生活を送れるまちづくりを進めてきました。

**だれもが人として
尊重しあい、
支えあうまち**

障害の有無にかかわらず誰もが社会の一員として、互いに尊重しあいながら、差別も偏見もなく、ともに住み、働き、学び、憩えるようなまちをつくる。

**だれもが人として輝き、
自立した生活を
おくれるまち**

どのような障害のある人でも地域社会のなかで自立した質の高い生活をおけるとともに、意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、社会を通じて自己実現を図れるようなまちをつくる。

**だれもが自らの
生き方を選べるまち**

障害のある人がさまざまな分野の活動への参加機会が確保されながら、自らが持つ力を十分に発揮でき、自らの生き方を主体的に選び、決定できるまちをつくる。

**だれもが身近な地域で
ともに暮らせる
生活支援の充実したまち**

障害の有無にかかわらず誰もが地域社会のなかでともに生活し、障害のある人の希望や取り巻く環境、ライフステージに応じて必要となる生活基盤や支援が整ったまちをつくる。

これは障害者基本法等でうたわれている障害福祉施策の考え方や方向性にも即したものになっていると考えます。本計画は、本市のこれまでの障害福祉施策の考え方や方向性を継承しつつ、障害者基本法等の考え方や方向性を反映させ、発展性ある計画となるように、以下の通り基本理念を定めます。

ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮



2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 希望する生き方・暮らしの実現

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、住み慣れた地域での希望する生き方・暮らしを実現できるよう、ライフステージに応じた療育・発達支援、教育、福祉サービス、コミュニケーション支援や就労支援等の必要な支援の充実を図ります。

基本目標2 個人の尊厳の尊重

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものです。障害のある人が不当な差別や虐待を受けることにより、自立や社会参加を妨げられないことがないよう、本人を中心とした権利擁護支援と総合相談支援を一体的に推進し、包括的な支援体制の構築を図ります。

基本目標3 共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支えあって生きる共生社会の実現に向けた取組を進めます。幼少期からの障害に関する理解の促進をはじめ、市民・事業者・地域団体等、地域で暮らす様々な人が相互に理解しあうことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。



3 計画の体系

基本理念

ともに生き
ともに支えあう
共生のまち
西宮

基本目標1

希望する生き方・暮らしの実現



基本施策1

地域での暮らしを支える
生活支援の充実

基本施策2

就労と工賃の向上に関する
支援の充実

基本施策3

ライフステージに応じた
療育・発達支援の充実

基本目標2

個人の尊厳の尊重



基本施策4

相談支援・権利擁護支援体制
の充実

基本目標3

共生のまちづくりの推進



基本施策5

共生社会の実現に向けた
相互理解の促進

基本施策6

地域自立支援協議会を通じた
地域との協働